

## 焼津市宅地分譲事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の良好な宅地開発を促進することにより定住人口の増加及び秩序ある市街地形成を図るため、宅地分譲事業を実施する民間事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律100号。以下「法」という。）第4条第12項に規定する開発行為をいう。
- (2) 民間事業者 民営による宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者で、法第29条第1項の規定により宅地分譲事業に係る開発行為の許可を受け、当該開発行為を行うものをいう。
- (3) 宅地分譲事業 一戸建て住宅（専用住宅又は併用住宅をいう。）を建築するための用地として第三者に販売するために土地の造成等を行う事業をいう。
- (4) 道路新設等 焼津市開発許可指導基準（平成12年焼津市告示第71号）第3章第2節に規定する基準に適合する道路の設置をいう。
- (5) 住まいるエリア 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域として焼津市立地適正化計画（令和6年3月31日作成）に記載されたものをいう。
- (6) 雨水貯留浸透施設 焼津市開発許可指導基準第3章第4節第12に規定する基準に適合する雨水貯留浸透施設をいう。

### (補助の対象)

第3条 補助の対象となる宅地分譲事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和8年4月1日以後に開発行為の許可を受け、住まいるエリア内においてのみ実施されるもの
- (2) 開発区域内に道路新設等を行うもの
- (3) 各区画の面積が135平方メートル（建築物の敷地面積の最低限度の定められている区域にあっては、165平方メートル）以上であるもの
- (4) 各区画に雨水貯留浸透施設を設置するもの
- (5) 開発行為により設置される道路、水路及び公園の用に供する土地を無償にて市に帰属させるもの。ただし、市長が別に定める基準に適合するものに限る。

### (補助の額)

第4条 補助の額は、開発行為により設置される道路（市に帰属させるものに限る。）の面積に1平方メートル当たり5,000円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

### (補助の申請)

第5条 補助を受けようとする者は、法第36条第2項の規定による開発工事完了の検査を

受け、当該工事に関する検査済証の交付を受けた後、令和11年2月28日までに、焼津市宅地分譲事業補助金交付申請書（第1号様式）に、第3条第5号の土地について法第40条の規定による公共施設の用に供する土地として市への所有権移転登記の手に必要となる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、当該宅地分譲事業に関する開発行為ごとに行うものとする。

（補助の決定）

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、焼津市宅地分譲事業補助金交付確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定により通知を受けた者（以下「補助金交付確定者」という。）は、補助金の請求をしようとするときは、補助金の額の決定通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに焼津市宅地分譲事業補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助の取消し等）

第8条 市長は、補助金交付確定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて当該補助金を返還させることができる。

2 補助金の交付の取消しを受けた者は、当該取消しを受けた日以後にこの要綱に基づく補助の申請を行うことができないものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（失効等）

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第6条の規定により補助金の交付決定を受けたものに対するこの告示の規定の適用については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）焼津市長

住所  
申請者 氏名  
電話

（法人その他の団体にあつては、名称、  
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

焼津市宅地分譲事業補助金交付申請書

宅地分譲事業補助金を交付されるよう焼津市宅地分譲事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

宅地分譲する 土地の所在地番	焼津市		
開 発 面 積	m <sup>2</sup>	宅地分譲 の区画数	区画
宅地分譲する区画の うち最小の区画面積	m <sup>2</sup>	建築物の用途	専用住宅・併用住宅
帰属予定の公共用地	道路	m <sup>2</sup>	
工事着手年月日	年 月 日		
工事完了年月日	年 月 日		
補助金交付申請金額	円		
開発許可番号	年 月 日 第 号		
検査済証番号	年 月 日 第 号		

備考

- 1 補助金交付申請金額は、市に帰属する開発道路の面積に、開発道路1平方メートル当たり5,000円を乗じた額とする。
- 2 帰属予定の公共用地について、都市計画法第40条の規定による公共施設の用に供する土地の市へ所有権移転の手續に必要な書類を添付すること。

第2号様式（第6条関係）

焼 一 号  
年 月 日

様

焼津市長



焼津市宅地分譲事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、下記のとおり決定し、及び確定したので、焼津市宅地分譲事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）焼津市長

住所  
請求者 氏名 ⑩  
電話

（法人その他の団体にあつては、名称、  
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

焼津市宅地分譲事業補助金交付請求書

年 月 日付け焼 ー 号により補助金の交付の確定を受けた宅地分譲事業の補助金として、焼津市宅地分譲事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

振込金融機関	銀行 金庫 農協	支店 支所
預金の種類	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※口座名義人は補助金申請者及び請求者と同一人としてください。